



三重県公報

平成27年9月4日(金)

号外

目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

監査委員公表

6 監査結果に対する措置の公表

(監査委員) 1

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成26年11月14日から平成27年2月17日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて平成27年6月までに講じた措置が知事及び教育委員会から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年9月4日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	服	部	富	男
三重県監査委員	津	村		衛
三重県監査委員	田	中	正	孝

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重県動物愛護管理センター
-----	-------	-----	---------------------

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
事業計画等	ア 事業計画書及び収支予算書とともに作成すべき「資金調達及び設備投資の見込み」が作成されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	対 応 状 況
事業計画等	ア 「資金調達及び設備投資の見込み」を早急に作成し、会計事務の改善を行いました。引き続き適切な事務処理を行うよう努めます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 事務処理上改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、改善がなされたことを確認しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて指導、助言等を行います。

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
補助金等名	生活衛生営業指導センター補助金		

監査結果及び意見

- (1) 平成25年度の経常損益は費用を抑えたことで前年度より3,008千円改善しているものの、1,338千円の経常損失が発生しており、平成18年度以降継続して赤字となっている。
このため、事業収入の増を含めた各種の収益増に係る方策を検討するなど収支の改善を図り、早急に経営改善に取り組まれたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
資金運用方針	ア 資金の運用にあたって作成すべき資金運用方針が定められていないかった。

所管部局に対する意見

- (3) 平成25年度の経常損益は前年度より改善しているものの、平成18年度以降継続して赤字となっているため、団体が収益増に係る方策を検討するなど経営改善に取り組むよう、指導・助言等を行われたい。
- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (5) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。
- (6) 補助事業に係る交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を定め補助事業者に明示されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

- (1) 平成26年度において、新たに事業を受託するとともに、諸経費節減のため交通費及び印刷費等について可能な限り圧縮を図りましたが、結果的に経常損失が発生していますので、引き続き諸経費節減及び収益増による経営改善について検討していきます。

(2)

項目	対応状況
資金運用方針	ア 資金運用方針を定めました。(平成27年3月26日理事会)

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (3) 平成26年度において、事業収益の獲得と経費節減について指導を行いました。引き続き団体と意見交換を行い適宜指導・助言等を行います。
- (4) 事務処理上改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、改善がなされたことを確認しました。今後も必要に応じて、適切な事務処理が行われるよう指導、助言を行います。
- (5) 平成27年3月、「生活衛生営業指導センター補助金交付要領」を改正し、状況報告への添付書類と報告期限を定めました。補助事業者へ通知するとともに適切な提出を指導しました。
- (6) 平成27年3月、「生活衛生営業指導センター補助金交付要領」を改正し、補助金の交付対象期間を明記するとともに、補助事業者へ通知を行いました。

部局名	地域連携部	団体名	伊勢鉄道株式会社
補助金等名	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金、鉄道施設安全対策事業費補助金		

監査結果及び意見

(1) 平成 18 年度以降概ね経常損益は黒字であるが、平成 26 年度以降、老朽化施設の更新等に多大な費用を要することが見込まれる。

このため、引き続き JR 東海と連携して増収策を図るなど経営の安定に努められるとともに、施設の更新等については年次ごとの整備内容と概算事業費は定められているが、財源内訳など財源調達方法を含めた対応策を検討されたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
収入未済	ア 土地貸付料の収入未済があった。
補助金等事務	イ 実施状況報告書が提出されていなかった。 ウ 実績報告書が交付要領に定める期限内に提出されていなかった。

所管部局に対する意見

(3) 老朽化施設の更新等に、平成 26 年度からの 4 か年だけでも約 12 億円の費用を要することが見込まれているが、三重県地域交通体系整備基金の平成 25 年度末現在高は 359,205 千円となっている。

このため、地域交通体系における伊勢鉄道伊勢線の役割をふまえ、団体が施設の更新等に計画的に取り組むことができるよう、その方策について検討されたい。

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(5) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を定め補助事業者に明示されたい。

(6) 交付要領で補助対象経費として定められていないものがあったので、補助対象経費として定め補助事業者に明示されたい。

講じた措置**[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]**

(1) JR 東海が実施する観光キャンペーンや熊野古道 10 周年記念のイベント等のアクセスに JR 東海の特急南紀の利用を PR したこと及び快速みえの企画切符の販売促進などの効果があり、平成 26 年度当初に予想した遷宮後の反動による利用者の減少を小規模にとどめ、過去 2 番目の輸送量を確保することができました。引き続き、特急南紀及び快速みえの利用促進について JR 東海と連携するとともに、様々な機会を捉えて、利用促進を図り、増収に努めます。

また、中期安全設備整備計画に基づく設備の更新にかかる財源については、自己資金の捻出に努力をするものの、国の補助事業を最大限活用するとともに、県及び出資（出捐）していた市町からの財政支援を受ける予定です。

(2)

項目	内容
収入未済	ア かねてから弁護士の督促による債権回収を依頼していましたが、債務者と連絡をとることができず、これ以上督促に費用をかけるのは得策ではないと判断しましたので、平成 27 年 3 月 31 日に当該債権については、貸倒処理を行いました。

補助金等事務	<p>イ 平成 26 年度は交付要領に基づき実施状況報告書を提出しました。</p> <p>ウ 平成 26 年度は交付要領に定める期限内に完了実績報告書を提出しました。</p>
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕	
(3) 伊勢鉄道伊勢線は、沿線の通勤、通学等の生活交通としての位置付けだけでなく、中南勢・東紀州地域の交通基盤として不可欠な路線であり、県内の交通体系全体に影響を及ぼす重要な役割を担っています。そのため、沿線市のみでなく、参宮線、紀勢本線沿線の市町とともに支えていく必要があります。中期安全設備整備計画に基づく設備の更新に計画的に取り組むことができるよう、このため、県が主導して、関係市町と協議を進めています。	
平成 26 年度には、11 月から 12 月にかけて関係市町に計画及び資金の状況について説明しており、平成 27 年度中に支援の枠組を構築することを目指し、現在、府内の合意形成を図っているところです。	
(4) 補助事業にかかる事務手続については、補助要領に基づき、適正に処理をするように指導しましたので、平成 26 年度は適正に処理されています。	
(5) 交付決定前の事前着手を認める補助対象を「三重県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要領」に定めることについて、平成 26 年度から検討を進めてきました。現在、事前着手を定める方向で検討しており、7 月中を目途に定めたうえ、補助事業者に明示します。	
(6) 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金」で交付の対象等に定められている「鉄道事業再構築実施計画に基づく事業を実施するために要するコンサルティングにかかる委託経費」について、「三重県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要領」に補助対象経費として定め、7 月中に県の交付要領の改正を行います。	
なお、平成 27 年度の補助事業には、コンサルティングに係る委託経費は含まれていません。	

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県四日市畜産公社			
監査結果及び意見						
(1) 平成 22 年度以降 4 期連続で黒字が続いており収支が改善してきているが、平成 25 年度末において 80,887 千円の累積欠損金がある。						
このため、関係機関と連携し中長期経営計画（平成 26～30 年度）に沿って確実に事業を実施するとともに、今後も収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。						
(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
財務諸表	ア 損益計算書において、貸倒引当金戻入益及び賞与引当金戻入益は、経常損益に反映させるべきところ、特別利益に計上されていた。					
賞与引当金	イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していかなかった。					
※ 引当金：現時点では確定していないくとも、将来発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。						
※ 引当金戻入益：引当金の見積額よりも引当金残高が多かった場合に、その差額を利益として計上するもの。						
所管部局に対する意見						
(3) 平成 25 年度の経営状況は、4 期連続で黒字を計上するなど収支が改善してきているが、平成 25 年度末において累積欠損金が 80,887 千円ある。						
今後も、経営の健全化が図られるよう指導・助言等を行われたい。						
(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕						
(1) 平成 26 年度の経営状況は、豚流行性下痢（PED）の発生があるなか、出荷頭数確保のための集荷対策を実施したことでの影響を最小限に止めることができました。また、豚内臓販売単価の値上げなどに取り組み、5 期連続で黒字を計上することができました。この結果、平成 26 年度末の累積欠損金は 79,814 千円に減少しました。						
今後も中長期経営計画（平成 27～31 年度）の達成に向けて、集荷対策を実施するとともに、収支バランスが厳しい部門の販売体制の見直しなどを継続検討します。						
(2)						
項目	内 容					
財務諸表	ア 平成26年度決算において、貸倒引当金戻入益及び賞与引当金戻入益を経常損益に反映させるべき営業外収益として計上しました。					
賞与引当金	イ 平成26年度決算において、賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額も合理的に見積り計上しました。					
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(3) 平成 26 年度は、四日市市と連携して経営健全化に向けた助言等を行い、豚流行性下痢（PED）への対応や出荷頭数確保のための集荷対策、豚内臓販売単価の値上げなどの公社の営業努力により、黒字を確保することができました。						
今後も中長期経営計画（平成 27～31 年度）の達成に向けて、内臓部門の販売体制の見直しや取引頭数の増加に向けた集荷対策を確実に実施するよう、四日市市と連携し助言等を行っていきます。						

(4) 平成 26 年度決算において、貸倒引当金戻入益及び賞与引当金戻入益を営業外収益として計上し、賞与引当金を計上する際には社会保険料の法人負担額も計上するように指導しました。
今後も、会計制度の改正を的確に把握し、経理規定等も含めた規定遵守を徹底するよう指導します。

部局名	農林水産部	団体名	一般社団法人三重県畜産協会
補助金等名	県産牛肉安心確保対策事業費補助金		

監査結果及び意見

(1) 平成25年度の当期損益は前年度より1,181千円悪化し、損失額が4,593千円となっており、3年連続で毎年損失額が増加し、財政状況が悪化している。

このため、今後も経費削減に努めるとともに、各種の収益増に係る方策を検討するなど、赤字の解消に向けて引き続き経営改善に取り組まれたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
受取利息	ア 最終利払日から期末日までの期間に発生した利息について、未収利息として計上していなかった。
賞与引当金	イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
財務諸表	ウ 正味財産増減計算書への預り金の記載が、年度により異なる事業があつた。
経理事務	エ 経理規程に定められた日締表が作成されていなかった。

※ 引当金：現時点では確定していないくとも、将来発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並ぶ法人の主要な財務諸表。

所管部局に対する意見

(3) 平成25年度の当期損益は、損失額が4,593千円と前年度より悪化しており、3年連続で毎年損失額が増加しているため、今後も収支両面から経営改善に努めるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1) 平成26年度の損益は人件費の削減等を行い前年度より約1,500千円改善し、損失額を約3,000千円に止めることができました。決算は損失を出していますので、引き続き経費削減を中心に経営改善に努めます。

(2)

項目	内容
受取利息	ア 有価証券利息については、平成26年度決算から未収利息を計上しました。平成26年度決算の有価証券未収利息は145,465円でした。
賞与引当金	イ 平成26年度決算から賞与引当金に社会保険料の協会負担分を加味して計上しました。
財務諸表	ウ 検討整理した結果、平成26年度決算から整理した預り金を正味財産増減計算書に計上することにしました。
経理事務	エ 経理ソフトを導入したことにより日締表の作成が不要となっていましたが、経理規程の改正を行っていませんでした。平成27年度より日締表の作成を廃止し、事務処理の実態に即した経理規程の改正を行いました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 経営努力により平成 26 年度の損益は前年度より改善が認められました。引き続き平成 27 年度も当該団体とともに事業・経費等の見直しを行い指導・助言を行っていきます。

(4) 会計事務等における事務処理上改善を要する事項については、適正な事務処理が行われるよう指導を行いました。

部局名	雇用経済部	団体名	公益財団法人三重県産業支援センター
補助金等名	三重県中小企業支援センター事業費補助金、三重県産業支援センター事業費補助金、三重県事業共同化等連携事業等促進診断事業費補助金、高度部材イノベーションセンター事業費補助金、技術・イノベーション開拓支援事業費補助金、三重産業振興センター関係補助金、小規模企業者等設備資金事業貸付金		

監査結果及び意見

- (1) 現在、中期経営計画（平成25～27年度）に沿って県内中小企業の支援に取り組んでいるが、次期経営計画の策定にあたっては、中小企業のニーズや商工会議所・商工会等との役割分担をふまえ、実効ある中小企業振興策が実施できるよう配慮されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
収入未済	ア 小規模企業者等に対する貸付金の収入未済があった。
経理事務	イ 県からの受託事業の業務完了報告書に添付する事業別実績報告書の記載内容に誤りがあった。
契約手続	ウ 補助事業の執行に係る外部委託契約書の記載内容に誤りがあった。
補助金等事務	エ 消費税等に係る仕入控除税額について、税額確定後の報告が行われていなかった。

所管部局に対する意見

- (3) 中期経営計画に沿って県内中小企業の支援に取り組んでいるが、次期経営計画の策定にあたっては、中小企業のニーズや商工会議所・商工会等との役割分担、或いは、県と団体との事業範囲を整理したうえで、実効ある中小企業振興施策が実施できるよう、指導・支援に努められたい。
- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (5) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。
- (6) 補助事業に係る交付要領では、仕入控除税額に関する条件を付して交付決定を行うこととなっているが、条件を付して交付決定が行われていなかつたので、適正に処理されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1) 産業支援センターにおいて、外部有識者を含めた「産業支援センターあり方検討会」を開催し、今後の中長期的な視点でのセンターの方向性を検討しました。
次期中期経営計画については、中小企業、小規模企業のニーズや商工会議所・商工会等との役割分担を踏まえつつ、あり方検討の内容に沿った、実効性のある中小企業振興策となるよう策定を進めています。

(2)

項目	内容
収入未済	ア 平成25年度末に34件、242,536千円の未収があり、平成26年度は3,031千円を回収しました。 引き続き、債務者の経営状況を把握し、文書通知や個別面談による督促を行なうことはもとより、事業を廃止するなど回収困難な債務者に対しては弁護士と連携して法手続を踏まえた債権回収を進めるなど、収入未済の解消に努めます。

経理事務	<p>イ 平成 25 年度の事業別実績報告書については、記載内容を精査し、所管部局へ提出し直しました。</p> <p>また、平成 26 年度には事業別実績報告書の様式を見直して定型化するなど、ミスの発生を防止するとともに、複数の職員で記載内容に誤りがないことをチェックするようにしております。以降は適正な事務処理に努めています。</p>
契約手続	<p>ウ 平成 26 年度の委託契約については、契約書類の記載内容や添付書類を精査し、誤りのないことを確認しました。以降は複数の職員によりチェックするなど適正な事務処理に努めています。</p>
補助金等事務	<p>エ 消費税等に係る仕入控除税額について、平成 25 年度分については、補助金交付要領に基づき所管部局へ報告しました。</p> <p>また、平成 26 年度分については、消費税等に係る仕入控除税額の確定後速やかに所管部局あて提出を行います。今後も適正な事務処理に努めます。</p>
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]	
<p>(3) 産業支援センターの次期中期経営計画については、県と産業支援センターが協議しながら、「三重県外郭団体等改革方針」を踏まえて、実効ある中小企業振興施策が実施できるよう策定を進めてまいります。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、適正な処理を行うよう指導しました。</p> <p>(5) 交付申請の期日前に、文書により交付要領を添えて提出期限を通知しました。</p> <p>(6) 仕入控除税額について、条件を付して交付決定を行いました。</p>	

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	環境生活部	団体名	特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
公の施設名	みえ県民交流センター		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
業務計画書	ア 基本協定書に定める業務計画書について、期限内に提出されていなかった。
指定管理料	イ 指定管理料の請求書について、期限内に提出されていなかった。
管理備品	ウ 管理備品について、増減報告書が提出されていなかった。
個人情報保護	エ 個人情報を扱う作業従事者の変更に係る県への報告が行われていなかった。
利用料金の額の変更	オ 施設の利用料金の額の変更について、期限内に申請されていなかった。
文書等の保管及び保存	カ 基本協定書に規定する「文書の管理に関する規程」が整備されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内容
業務計画書	ア 基本協定書に基づいた書類提出を行うよう、業務計画書の作成スケジュールについて見直しを行いました。平成27年度事業計画書については、期限内の平成27年1月30日に提出を行っており、今後も遅滞のないように取り組んでいきます。
指定管理料	イ 指定管理料の請求書について、期限内の作成・提出を行うよう職員で確認するとともに、県への請求日が明確となるよう県から受付印を押印いただくことを確認しました。なお、平成27年度の請求書では期限内の提出と受付印の押印を行っています。
管理備品	ウ ご指摘のありました管理備品の増減報告書を改めて職員で再確認し、適正な報告を行うよう指導を行いました。今後は、遺漏のないように取り組みます。なお、平成26年度の管理備品の増減報告書については適正に提出し、平成27年度協定書の締結において添付し、確認しています。
個人情報保護	エ 改めて職員に対して、基本協定書に基づき適正な報告を行うよう周知・徹底を図りました。平成27年度は適正な報告を行っており、今後も遺漏のないように取り組んでいきます。
利用料金の額の変更	オ 利用料金額の変更について、基本協定書に基づき期限内に書面で申請することを確認しました。適正な事務処理を行うよう引き続き注意喚起を行います。
文書等の保管及び保存	カ 基本協定書に基づき文書の管理に関する規定を整備しました。規定に基づき適正な管理を行います。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 会計事務処理について、適正な処理を実施するよう指導を行いました。今後も引き続き適正な会計処理を行うよう指導・助言を行ってまいります。

部局名	県土整備部	団体名	株式会社名阪造園
公の施設名	県営都市公園 北勢中央公園		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
評価・報告書	イ 基本協定書に定める評価・報告書について、期限内に提出されていなかった。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類について、期限内に提出されていなかった。
個人情報保護	エ 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内 容
再委託の承認	ア 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成27年度については、全ての再委託業務について、平成27年3月24日に承認を受けています。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
評価・報告書	イ 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成27年度については、評価・報告書を期限内に提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
決算書類	ウ 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成26年度の決算書類については、8月の決算終了後、期限内に提出します。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
個人情報保護	エ 個人情報保護責任者等について、平成27年3月31日に書面により報告しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 指定管理者の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、隨時状況確認を行うとともに、指導、助言等を行います。

部局名	県土整備部	団体名	三重県森林組合連合会グループ
公の施設名	県営都市公園 鈴鹿青少年の森		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
業務報告書	ア 基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていなかった。
事業報告書	イ 基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。
評価・報告書	ウ 基本協定書に定める評価・報告書について、期限内に提出されていなかった。
管理備品	エ 管理備品について、増減報告書が提出されていなかった。
個人情報保護	オ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(3) 基本協定書では、業務の一部を第三者に委託する場合は県の承認が必要となっているが、県は承認に係る通知を書面で行っていなかった。基本協定に基づき、県と団体間の通知、承認等は、書面により行われたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
業務報告書	ア 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成27年1月以降については、業務報告書を毎月期限内に提出しています。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
事業報告書	イ 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成27年度については、事業報告書を期限内に提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
評価・報告書	ウ 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成27年度については、評価・報告書を期限内に提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
管理備品	エ 管理備品の見直しを行い、管理備品の増減を反映させた基本協定書の一部を変更する協定を締結しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
個人情報保護	オ 個人情報を管理するための台帳を整備し、平成27年2月24日に報告しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 指定管理者の会計事務処等について、事務処理上改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、隨時状況確認を行うとともに、指導、助言等を行います。

(3) 指定管理者から業務の一部を第三者に委託する申出があった場合は、書面により承認するよう、職員に周知・徹底を図りました。

部局名	県土整備部	団体名	株式会社東産業
公の施設名	県営都市公園 亀山サンシャインパーク		

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
管理備品	イ 管理対象でない備品を基本協定書において管理備品として記載していた。 ウ 管理備品について、増減報告書が提出されていなかった。
個人情報保護	エ 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。
重要事項変更の届出	オ 定款の変更があったが、基本協定書に定める届出がされていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 成果目標として設定している年間公園利用者数は、そのほとんどを亀山パーキングエリアに隣接するオアシス館の利用者が占めている。オアシス館利用者数は、館内だけでなくパーキングエリアにおいて把握した人数を算出基礎とするため、目標項目である利用者数の増減は、高速道路の交通量に大きく左右されることとなっている。

このため、成果目標については、団体の公園管理の取組と運営努力が目標達成につながるよう、内容の見直しを検討されたい。

(3) 管理対象でない備品を基本協定書において管理備品として記載していたので、今後は、対象となる管理備品を十分に確認のうえ協定書を締結されたい。

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(5) 業務報告書については、基本協定書に基づき毎翌月 10 日までに提出することとなっているが、期限後の提出を団体に指示していたので、期限内に受け取るよう改善されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内容
再委託の承認	ア 適正な事務処理が行われるよう、職員に基本協定書の遵守について、周知・徹底を図りました。平成27年度については、全ての再委託業務について、平成27年3月10日に承認を受けています。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
管理備品	イ 管理備品の見直しを行い、基本協定書の一部を変更する協定を締結しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。 ウ 管理備品の増減を反映させた、基本協定書の一部を変更する協定を締結しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
個人情報保護	エ 個人情報保護責任者等について、平成27年1月6日に書面により報告しました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。
重要事項変更の届出	オ 定款の変更について、平成27年1月6日に届出を行いました。今後とも基本協定書に基づき、適正に処理します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 同公園は、ハイウェイオアシスとして高速道路利用者や地域住民に、潤いのあるスペースを提供し、利用の増進を図っています。成果目標の内容については、ハイウェイオアシスの位置付けを踏まえ、指定管理者と協議した結果、今後も高速道路利用者を見込んだ目標値を設定することが妥当であると合意しました。

このため、平成27年度は、オアシス館と連携した高速道路利用者をターゲットとしたイベントの開催や、効果的な情報発信の方法を、県、指定管理者、亀山市等の関係者と検討し、ゴールデンウィークに、高速道路利用者をターゲットとしたイベントを実施することで、平成27年5月のオアシス館利用者数は、75,030人となり、平成26年5月の59,693人と比べ15,337人の大幅な増加に繋げることができ、園内利用者も合わせると現指定管理者が管理を開始した平成25年4月以降、月最大の利用者数(100,102人)となりました。

引き続き、指定管理者や亀山市等と連携し、イベントや情報発信等を適宜見直し、ハイウェイオアシスとして公園利用者の増加を図るよう取り組んでいきます。

(3) 管理備品の見直しを行い、基本協定書の一部を変更する協定書を締結しました。今後も適切な備品管理が行われるよう、随時状況確認を行うとともに、指導、助言等を行います。

(4) 指定管理者の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、随時状況確認を行うとともに、指導、助言等を行います。

(5) 業務報告書について、基本協定書に基づく期限内に提出を求めるよう、職員に周知・徹底を図りました。

部局名	教育委員会	団体名	公益財団法人三重県体育協会
公の施設名	三重県立鈴鹿青少年センター		
補助金等名	スポーツ団体等活性化補助金		

監査結果及び意見

- (1) 施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っているが、施設延利用者数については目標を達成したものの、定員稼働率については目標を下回っているので、閑散期の合宿誘致を行うことなどにより、目標が達成できるよう努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
個人情報保護	ア 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。

所管部局に対する意見

- (3) 成果目標が達成できていない定員稼働率について、宿泊者数の増加に向けて目標を達成できるよう指導・助言等を行われたい。
- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

- (1) これまで、利用促進活動を行ってきましたが、閑散期に狙いを絞ったものでなかったため、稼働率の上昇には寄与しませんでした。そこで今年度からは、特に閑散期対策として、他のスポーツ施設と連携をとり、冬にも実施可能な競技（陸上、武道等）のクラブを有する大学を中心にしてスポーツ合宿の誘致を行い、また、計画的に企業等を訪問し、閑散期の勧誘を行っていきます。

(2)

項目	対応状況
個人情報保護	ア 平成21年度から平成26年度までの個人情報を管理するための台帳において整備を進め、平成27年5月末で完了しました。今後も個人情報については、台帳により適正に管理していきます。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (3) 平成27年4月及び5月に施設を訪問し、今後も合宿等の誘致など稼働率向上の方策を進めていくよう管理者と話し合いを行いました。今後とも、定期的な情報交換を通じて進捗状況を把握していきます。
- (4) 適切な処理を進めていくように指導・助言を行いました。今後も連絡を密に、様々な機会に適切に処理を進めていくように指導を行っていきます。

部局名	教育委員会	団体名	有限会社熊野市観光公社			
公の施設名	三重県立熊野少年自然の家					
監査結果及び意見						
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
個人情報保護	ア 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]						
(1)						
項目	対 応 状 況					
個人情報保護	ア 直ちに個人情報を管理するための台帳を整備し、平成26年度分までの整備を終了しました。今後も個人情報については台帳により適正に管理していきます。					
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
(2) 上記にかかる事項について、適切な管理を行うように指導・助言を行いました。今後も様々な機会を捉え、適切に情報管理を行うように指導していきます。						

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重ベタニヤ			
補助金等名	老人保健福祉施設整備費補助金、軽費老人ホーム運営費補助金、三重県施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金、高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金					
対象施設名	ベタニヤハウス、ベタニヤ在宅介護複合施設、アガペホーム					
所管部局に対する意見						
(1) 補助金交付要領で定める事業開始後7日以内の報告書の提出が遅れていたが、事業開始日の考え方方が補助事業者に示されていないので、明示されたい。						
講じた措置						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(1) 平成26年度における三重県施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金の執行にあたって、各補助事業者に対し事業開始日の考え方について明示しました。なお、当該補助事業については、平成26年度で終了することとなりましたが、平成27年度以降においても同様の補助事業を予定しており、当該補助金交付要領の制定にあたっては、事業開始日の考え方について明示することとします。						

部局名	健康福祉部・環境生活部	団体名	学校法人伊勢学園			
補助金等名	看護師等養成所運営費補助金、私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金（特例措置事業分及び就学支援金非該当者分を含む）					
対象施設名	伊勢学園高等学校、伊勢保健衛生専門学校、双康幼稚園					
所管部局に対する意見						
(1) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。 しかしながら、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。						
講じた措置						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(1) 私立幼稚園振興補助金については、平成27年4月に取扱要領を改正し、平成27年度から状況報告書の提出を求めていきます。 私立高等学校等振興補助金については、平成26年12月に取扱要領を改正し、平成26年度の補助金から適用を行い、平成27年1月に状況報告書が提出されました。						

部局名	健康福祉部	団体名	社会医療法人畿内会岡波総合病院
補助金等名	地域医療体制再構築事業補助金、救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金、看護師等養成所運営費補助金、病院内保育所運営費補助金		
対象施設名	社会医療法人畿内会岡波総合病院		

監査結果及び意見

(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。

所管部局に対する意見

(2) 補助金交付額に誤りがあるので、精査のうえ、過大交付額（平成 25 年度分 446,000 円）の返還処理を行うとともに、平成 24 年度以前分についても確認されたい。
また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。

(3) 補助事業等状況報告書が提出されていないので、補助事業者に対して状況報告を求められたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	対 応 状 況
補助金等事務	ア 補助金交付額については、実績報告書の再提出及び追加資料を提出し、再審査を受けました。その後、国から額の確定通知を受け、補助金(446,000 円)を返還しました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 平成 25 年度補助金の過大交付額については、既に返還処理を行いました。平成 24 年度以前分については、再調査を行ったところ、過大交付金を確認したことから、国と協議のうえ返還手続を進めます。

平成 26 年度補助金の実績報告からは、計上日数の根拠となる資料の提出を新たに求めることとし、適切な事務処理及びチェック体制の強化に努めています。

(3) 平成 27 年 4 月 1 日付で、補助金交付要領を三重県補助金等交付規則の規定に基づき、補助事業等状況報告書の提出を義務付ける規定を盛り込み、補助事業者に対して改正内容を周知しました。今後は、適切な事務処理に努めます。

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院			
補助金等名	三重県地域医療再生事業補助金、三重県地域医療再生事業補助金（災害派遣医療チーム（D.M.A.T）体制強化事業）、勤務医師負担軽減対策事業補助金、病院内保育所運営費補助金					
対象施設名	社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院					
監査結果及び意見						
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。 イ 交付申請をした後、交付決定前に物品を購入していた。					
所管部局に対する意見						
(2) 補助金交付額に誤りがあるので、精査のうえ、過大交付額（平成25年度分12,000円）の返還処理を行うとともに、平成24年度以前分についても確認されたい。 また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。						
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
(4) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。						
(5) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。						
講じた措置						
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕						
(1)						
項目	対 応 状 況					
補助金等事務	ア 補助金交付額については、実績報告書の再提出及び追加資料を提出し、再審査を受けました。その後、国から額の確定通知を受け、補助金（12,000円）を返還しました。 イ 県からの改善指導を受けた後、院内でミーティングを実施して適切な事務処理について共有をはかり、再発防止の意識を高めました。					
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(2) 平成25年度補助金の過大交付額については、既に返還処理を行いました。平成24年度以前分については、再調査した結果、過大交付金は確認されませんでした。 平成26年度補助金の実績報告からは、計上日数の根拠となる資料の提出を新たに求めることとし、適切な事務処理及びチェック体制の強化に努めています。						
(3) 事務処理上改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、改善がなされたことを確認しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて指導、助言等を行います。						
(4) (5) 本補助金が平成25年度をもって終了しているため、同交付要領等は現在廃止されておりますが、今後、同様の補助事業が開始される場合は、交付要領等に定め、補助事業者に適切に指導するよう努めていきます。						

部局名	健康福祉部	団体名	学校法人八郷学園
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）、私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金		
対象施設名	エンゼル幼稚園		

監査結果及び意見

(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	ア 補助事業により整備した備品について、その旨の表示がされていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(3) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。

しかしながら、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	対 応 状 況
補助金等事務	ア 補助事業により整備した備品について、その旨を備品登録票にて明示しました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 事務処理上改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、改善がなされたことを確認しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて指導、助言等を行います。

(3) 私立幼稚園振興補助金について、平成27年4月に取扱要領を改正し、平成27年度から状況報告書の提出を求めていきます。

部局名	健康福祉部	団体名	学校法人鈴鹿学園
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）		
対象施設名	すづか幼稚園、第2すづか幼稚園		

所管部局に対する意見

(1) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。

しかしながら、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。

講じた措置

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(1) 私立幼稚園振興補助金について、平成27年4月に取扱要領を改正し、平成27年度から状況報告書の提出を求めていきます。

部局名	環境生活部	団体名	学校法人皇學館			
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学金補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（教育改革推進事業）					
対象施設名	皇學館高等学校、皇學館中学校					
所管部局に対する意見						
<p>(1) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成 25 年度分 111,000 円）の返還処理を行わみたい。</p> <p>また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。</p> <p>(2) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。</p> <p>しかしながら、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。</p>						
講じた措置						
<p>[「所管部局に対する意見」について講じた措置]</p> <p>(1) 私立高等学校等振興補助金交付額の誤りを確認し、過大交付額（平成 25 年度分 111,000 円）の返還依頼を行い、平成 26 年度中に学校法人から過大交付額全額が返還されました。また、過大交付額に係る国庫補助部分（平成 25 年度分 21,000 円）についても国に返還しました。</p> <p>なお、平成 26 年度の補助金から複数名でチェックを行うよう私学課の体制を強化しました。</p> <p>(2) 私立高等学校等振興補助金取扱要領を平成 26 年 12 月に改正し、平成 26 年度の補助金から適用を行い、平成 27 年 1 月に状況報告書が提出されました。</p>						

部局名	環境生活部	団体名	学校法人日生学園
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立学校校舎等耐震化整備費補助金、私立高等学校等入学金補助金		
対象施設名	第一高等学校、第二高等学校、附属中学校		

監査結果及び意見

(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	ア 財務計算に関する書類とともに県に提出すべき収支予算書が提出されていなかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(3) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。

しかしながら、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	対 応 状 況
補助金等事務	ア 「監査事項の指定について」(平成24年9月14日環生第02-163号により一部改正)の内容に基づき、すでに作成済みの収支予算書及び一次補正予算書を定められた届け出方法により、私学課あて平成26年12月26日付けで提出を行いました。今後、再発防止のために提出漏れが起こらないように複数人でチェックを行う等チェック体制を強化します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 「監査事項の指定について」(平成24年9月14日環生第02-163号により一部改正)の内容に基づき適正な処理を行うよう指導を行いました。

(3) 私立高等学校等振興補助金取扱要領を平成26年12月に改正し、平成26年度の補助金から適用を行い、平成27年1月に状況報告書が提出されました。

部局名	地域連携部	団体名	株式会社エムアンドエムサービス
補助金等名	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金		
対象施設名	里創人（リゾート）熊野俱楽部		

所管部局に対する意見

(1) 当該補助金は、紀南地域の振興に資するために、平成19年度から30年度までにわたり、紀南中核的交流施設の整備等について補助するものであることから、事業目的である地域活性化の効果を検証することは重要であるので、事業成果の把握に努められたい。

講じた措置

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(1) 年に2回「紀南中核的交流施設事業推進会議」を実施し、里創人熊野俱楽部の運営状況を把握するとともに、今後の事業展開について関係機関を交えて意見交換が行われています。

部局名	農林水産部	団体名	三重県土地改良事業団体連合会			
補助金等名	土地改良施設整備補修事業費補助金、換地処分促進対策事業費補助金、基幹農業水利施設ストックマネジメント事業補助金、担い手育成支援事業費補助金					
対象施設名	三重県土地改良事業団体連合会					
所管部局に対する意見						
<p>(1) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p> <p>(3) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」において、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。</p>						
講じた措置						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]						
<p>(1) 平成 27 年 1 月 30 日付けで農業基盤整備課関係補助金等交付要領の改正を行い、取下げ期限を定め、補助事業者に明示しました。</p> <p>また、平成 27 年 4 月 1 日付けで農地調整課関係補助金交付要領の改正を行い、取下げ期限を定め、補助事業者に明示しました。</p>						
<p>(2) 平成 27 年 4 月 1 日付けで農業基盤整備課関係補助金交付要領の改正を行い、期限を定め、補助事業者に明示しました。</p>						
<p>(3) 平成 27 年 1 月 30 日付けで農業基盤整備課関係補助金交付要領の改正を行い、「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」を適用することと定め、補助事業者に明示しました。</p>						

部局名	農林水産部	団体名	中勢森林組合			
補助金等名	平成24年度繰越分森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金(間伐等・足倉団地)、平成24年度繰越分森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金(間伐等・八知①団地)、平成25年度森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金(間伐等・北布引②団地)、平成25年度森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金(高性能林業機械等の導入)、平成25年度四~IV期造林補助事業補助金(国補:平成24年度繰越分)					
対象施設名	中勢森林組合					
監査結果及び意見						
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。						
項目	内 容					
補助金等事務	ア 変更交付申請書に、事業変更計画書と収支予算書は添付されていたが、変更理由書が添付されていなかった。 イ 交付申請書が、内示に定めた期日までに提出されていなかった。					
所管部局に対する意見						
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。						
講じた措置						
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕						
(1)	項目	対 応 状 況				
補助金等事務	ア 森林・林業経営課関係補助金等交付要領の規定により、変更事業計画書、収支予算書とともに変更理由書を添付することが定められているので、今後は、変更申請するときは変更理由書を添付します。また、その旨を関係職員に周知しました。 イ 交付申請書の提出期限に対して、事業計画の調整等に想定外の時間がかかってしまったことが原因と考えられるが、今後は、定められた期日までに交付申請書を提出します。また、その旨を関係職員に周知しました。					
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(2) アの変更交付申請書に変更理由書が添付されていなかったことについては、今後は提出書類の精査を十分行い、提出するよう指導しました。 イの交付申請書が定められた期日までに提出されていなかったことについては、今後、適正な処理を行うように団体を指導しました。						

部局名	雇用経済部	団体名	三重県中小企業団体中央会
補助金等名	中小企業連携組織対策事業費補助金、小規模事業者トライアル補助金		
対象施設名	三重県中小企業団体中央会		

監査結果及び意見

(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。 イ 変更承認申請書、概算払請求書、精算報告書等の提出書類に記載誤りがあった。

所管部局に対する意見

(2) 補助金交付額に誤りがあるので、精査のうえ、過大交付額（平成25年度分 21,546円）の返還処理を行うとともに、他の団体に交付している類似の補助金についても同様の誤りがないか確認されたい。

また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。

(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(4) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	対応状況
補助金等事務	ア 指摘の事項については、是正処理をいたしました。今後、このような誤りがないよう、補助金交付要領、運用方針に基づき適切な事務処理を行ってまいります。 イ 担当課による作成、チェック体制だけでなく、その他の事業担当課を含めたチェック機能の強化を図り、再発防止に努めています。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 補助金の過大交付分については、返還処理を行いました。

他の団体へ交付している類似補助金についても、確認した結果、同様の誤りはありませんでした。

また、実績検収調書の改善を行うなど実績報告の的確なチェックを徹底し、十分な確認を行いました。

(3) 団体の会計事務等について、チェック体制の強化等、適正な事務処理を行うよう指導しました。

(4) 補助金交付要領を改正し、交付申請書の提出期限を定め補助事業者に明示しました。

部局名	地域連携部	団体名	公益財団法人三重県市町村振興協会
補助金等名	三重県市町村振興事業基金交付金		
対象施設名	公益財団法人三重県市町村振興協会		
所管部局に対する意見			
(1) 三重県会計規則運用方針において、概算払精算書により精算を行うこととなっているが、提出されていなかったので、補助事業者に提出を求められたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(1) 平成 26 年度の交付金について、概算払精算書の提出を受け精算を行いました。今後も引き続き三重県会計規則を遵守した会計処理に努めます。			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
